

木曽三川下流部不法係留船対策における 計画(第3次)について

令和7年2月25日

目次

1. 第3次計画策定について
2. 第3次計画における実施内容について

1. 第3次計画策定について

○パブリックコメント

(実施方法) 木曽川下流河川事務所のホームページ掲載

(周知) 記者投げ込み
関係自治体ホームページへリンクを実施

(実施期間) 令和6年10月2日～令和6年11月5日

(HP閲覧数) 1,101件

(意見) なし

国土交通省 中部地方整備局
木曽川下流河川事務所

HOME > お知らせ一覧 > 2024年10月2日

Contents

「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）」に対する意見募集について

木曽三川下流部の管内には不法係留船が多数散在し、さまざまな河川管理上の支障を引き起こしていたため、計画的な不法係留船対策を講じる必要があると考え、木曽三川下流部船舶対策協議会を設置し、平成23年度に不法係留船対策に係る計画を策定、引き続いて平成29年度に第2次計画を策定してきました。この2次計画は対策期間を2年間延長し、令和6年度末を期限として対策を講じてきましたが、依然として不法係留船が相当数散在しているため、今回新たに第3次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施いたします。

つきましては、策定にあたり、計画の素案について意見を募集いたします。

意見募集の期間
令和6年10月2日（水）～令和6年11月5日（火）

意見募集の対象
木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）【素案】

ダウンロード
1. 木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）【概要】（PDF）
2. 木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）【素案】（PDF）
3. 意見提出様式（Word）

意見の提出方法
別添の意見提出様式にご意見を日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で提出して下さい。

1. メール（E-Mail）
木曽三川下流部船舶対策協議会事務局
パブリックコメント担当宛
電子メールの題名を「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）への意見」として意見提出様式をご提出ください。

2. 郵送

木曽川下流河川事務所HP掲載状況

愛西市
ひと・自然・文化があらわれるまち

文字サイズ 標準 拡大 Languages サイトマップ 検索

お知らせ・募集 暮らしの情報 事業者向け情報 施設案内 市政情報

お問い合わせ
愛西市役所 産業建設部 土木課
【電話】
0567-55-7125
お問い合わせフォーム

「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）」に対する意見募集について

更新日：2024年10月2日

木曽川下流河川事務所の管内には不法係留船が多数散在し、さまざまな河川管理上の支障を引き起こしていたため、計画的な不法係留船対策を講じる必要があると考え、木曽三川下流部船舶対策協議会を設置し、平成23年度に不法係留船対策に係る計画を策定、引き続いて平成29年度に第2次計画を策定してきました。

この2次計画は対策期間を2年間延長し、令和6年度末を期限として対策を講じてきましたが、依然として不法係留船が相当数散在しているため、今回新たに第3次計画を策定し、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施いたします。

つきましては、策定にあたり計画の素案について広く国民の皆様からもご意見をお聴きするため、木曽川下流河川事務所ホームページの意見募集ページにて意見を募集いたします。

意見募集の期間
令和6年10月2日（水）～令和6年11月5日（火）

木曽川下流河川事務所ホームページ
[「木曽三川下流部における不法係留船対策に係る計画（第3次）」意見募集ページ（別ウィンドウで開く）](https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/oshirase/241002.html)
(https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/oshirase/241002.html)

自治体HP掲載状況(愛西市)

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

- ・Ⅱ. 不法係留船対策に係る基本的事項に「4. 目標」「5. 重点施策」を追加

4. 目標

洪水時の流下阻害、洪水・高潮・津波による船舶流出による河川管理施設や家屋等への被害、燃料の漏出による水質汚濁、景観の阻害、一般公衆の自由使用の妨げ等地域にとって支障となる船舶については本計画対象期間を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す。また最終的には、重点的撤去区域を木曾三川下流部全体に設定し、すべての不法係留船を解消することを目標としていく。

5. 重点施策

第3次計画において以下の項目を重点施策とする。

(1) 重点的撤去区域の拡大

不法係留船が多い場所を対象に、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等を考慮のうえで、強制的な撤去等の措置を含む対策に優先的に取り組む重点的撤去区域を順次拡大する。

(2) 重点的撤去区域外における指導等強化

船舶所有者調査、看板設置や合同パトロール等を通じてより強い指導を行うとともに、特に悪質なものには罰則の適用に向けた措置を行い、移動、撤去を促していく。また治水上支障がある船舶については強制的な撤去等の措置を実施していく。

(3) 変形護岸の適正化推進

係留施設としての変形護岸における係留船舶の適正な管理のため、定期的な調査・監視により所有者等を確実に把握するとともに、所有者不明状態・放置・廃船化防止のための係留許可条件等を定める。

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

・Ⅲ.不法係留船対策に係る実施事項の1.関係機関との連携による対策推進に、
「(1)役割分担」を追加

1.関係機関との連携による対策推進

(1)役割分担

Ⅱに示した基本的事項を踏まえ、具体的な実施事項を図7に示す。

各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

強制的な撤去措置に係る年次計画の立案・見直し、合同パトロール、変形護岸の整理・集約、意識啓発活動及び広報活動は関係機関が連携して実施する。

河川管理者である国土交通省は、主に重点的撤去区域における船舶の強制的な撤去等の措置や、重点的撤去区域以外(変形護岸除く)の船舶の調査、撤去指導を行う。また、変形護岸等係留・保管施設については、占用者(自治体)が維持管理する際の指導、調整等を行う。

県・市町は、変形護岸等の占用施設における係留船舶利用実態調査により船舶の現状を把握し、係留船舶の許可・更新、権利譲渡等の監視を行う。また、維持管理計画書を作成して施設の維持管理等を行う。船舶の係留・保管場所の確保について陸上保管等の推進や条例の制定について検討する。

警察・海上保安庁は、強制的な撤去等の措置への協力や合同パトロールを行う。

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

・III.不法係留船対策に係る実施事項に、「(1)役割分担」を追加

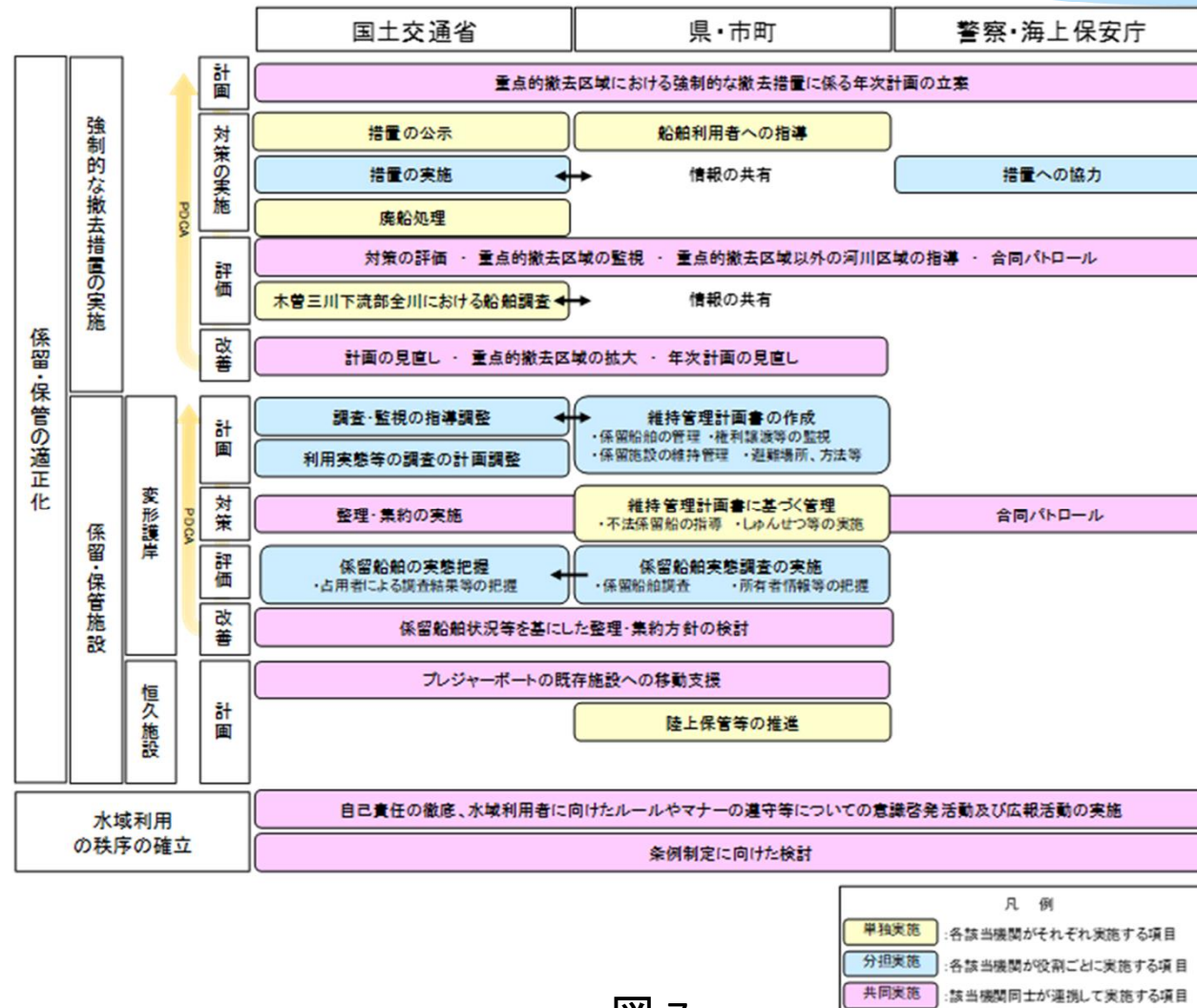


図 7

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

・Ⅲ.不法係留船対策に係る実施事項 2. (1)重点的撤去区域の順次拡大の文章について、揖斐川上流域のみならず他区域の指定拡大に関する記載を追加

2.重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

(1)重点的撤去区域の順次拡大

(略)

最終的には、重点的撤去区域を木曾三川下流部全体に設定することを念頭におきつつ、不法係留船対策を適正に実施するため、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から、既設定区域の対策進捗状況に応じて重点的撤去区域の順次拡大を図っていくものとする。

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

・Ⅲ.不法係留船対策に係る実施事項 3. (1)係留許可船舶の適正な管理の文章について、「保証人の設定」に関する記載を修正

3.変形護岸の適正な維持管理

(1)係留許可船舶の適正な管理

(略)

船舶管理を実施するために、占有者は連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、不明確な船舶の係留をなくし、所有者等を確実に把握する。占有者が係留許可・更新する際は、船舶所有者の高齢化による所有者不明状態・放置・廃船化を防止するため、所有者に問題が生じた際の第2連絡先の確認や船舶の撤去に関して**第三者の関与する書類の取得等を行い**、係留許可条件を定める。また、一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消すものとする。

1. 第3次計画策定について

【第27回協議会以降の主な修正箇所】

- ・ I. 不法係留船対策における現状と課題 5. 「(2) 変形護岸の維持管理」に占用区域を越えて陸揚げされた船舶について追記
- ・ III. 不法係留船対策に係る実施事項に、「(3) 占用区域外における不法係留船舶」を追加

5. 変形護岸の維持管理 (2) 変形護岸の維持管理 (略)

また一部変形護岸では占用区域を越えて陸揚げされた船舶が放置等されている(写真6参照)。



写真 6 占用区域を越えて陸揚げされた放置船舶

3. 変形護岸の適正な維持管理 (3) 占用区域外における不法係留船舶

変形護岸の一部にはその占用区域を越えて不法に放置等している船舶が散見される。これらの船舶に対しても、変形護岸の適正化の取組と一体のものとして河川管理者・自治体・警察が連携して対処していくものとする。

※木曽三川下流部における不法係留船数の整理方法の追加について

《従来》

係留地として占用されている変形護岸ではその占用区域を越えた周辺区域も占用区域とともに一体的に利用がなされていることから、周辺区域に存する船舶についても占用区域に準じて一体の管理下に置かれているものとみなして、管内の不法係留船数には含めずに整理してきたところである。

※占用区域については占用者において適正な利用に向けた各種取組がなされるものとして、当協議会で整理する不法係留船数からは除いている

《状況の変化》

- ・策定を予定している三次計画で一層の活用を位置づけているUAV調査を先行的に実施。占用区域内外での係留状況が容易に明確化されるようになった。
- ・今後、三次計画に基づき占用地である変形護岸の様々な適正化方策を検討する上で、占用区域内か否かにより是正化に向けた取組への実施プロセスや取り得る手法が変わることから、区別して整理した船数データも必要となる。

《今後》

- ・係留地として占用されている変形護岸と一体的に利用されている空間内であっても、占用区域外の場合は不法係留船として計上する整理も今後併用して船数管理を行っていく。是正への取組については占用者である自治体と河川管理者が十分な連携のもと、協議検討していく。

《是正の方策案》

- ・占用区域内への移動(係留資格を有する場合に限る)
- ・撤去指導等

※木曽三川下流部における不法係留船数の整理方法の追加について

新たな整理での不法係留数(R6.12末現在)

	従前の整理上の数	占用区域外不法係留数	合計
木曽三川合計	182	93	275

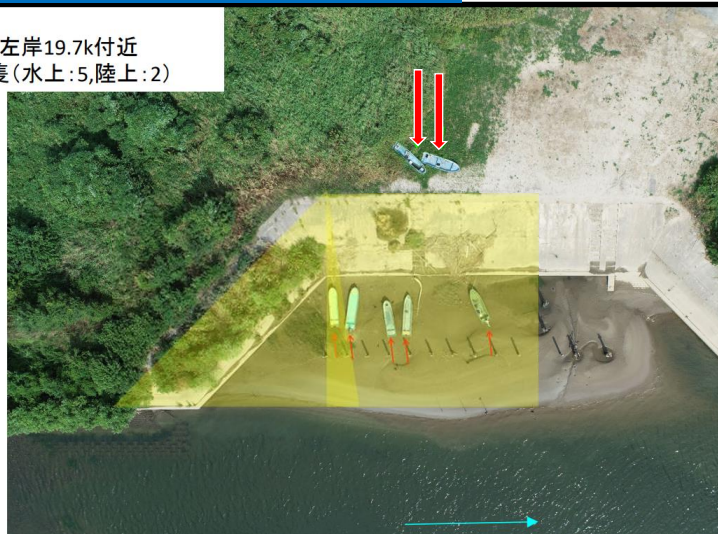
占用区域外での不法係留事例

No.8松之木
長良川左岸11.6k付近
合計13隻(水上:8,陸上:5)



占用区域外での不法係留事例

塩田
木曽川左岸19.7k付近
合計7隻(水上:5,陸上:2)



- ・黄着色部が占用区域
- ・占用区域に隣接して陸置放置船が確認される
- ・船種や放置状況等から占用区域である変形護岸との関わりが明確であるため、適正利用に向けては占用区域と併せた一体的な対処を必要とするところであり、占用区域に準じて整理していた
- ・一方で占用区域か否かで対処方法やプロセスが異なる面もあることから、三次計画以降は占用区域とは区別した整理による船数計上も併用し、適正な管理につなげていく

1. 第3次計画策定について

	令和5年度								令和6年度											令和7年度	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
協議会 幹事会			10月19日 幹事会				2月28日 協議会					7月19日 協議会				※ (11月 協議会)			本日 2月25日 協議会		
計画書 第3次計画	振り返り 課題の抽出		骨子(案)作成 重点的撤去区 域拡大(案)候 補地の選定			協議会 意見照会		素案作成		協議会 意見照会		パブリック コメント		最終調整		整備局内 処理		策定			

※パブリックコメントにおいて意見なしのため未実施

○第3次計画策定

(策定年月) 令和7年3月 予定

3. 第3次計画における実施内容について

・年次計画

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
関係機関との連携による対策推進	船舶所有者調査									
	広報、放置禁止指定に基づく対策の推進									
重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	漁船等生業船係留候補地の占用、簡易代執行・廃船処理、合同パトロール									
	重点的撤去区域の拡大(係留施設の調整、重点的撤去区域指定、強制的な撤去等の措置)									
	指定済み区域等における年次計画(強制的な撤去等の措置、継続的な監視)									
変形護岸の適正な維持管理	ナンバープレート設置、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫等)									
	一時的に係留を認めていた施設における船舶の強制的な撤去、係留箇所の整理集約									
	実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視、変形護岸の維持管理、変形護岸の整理・集約									
既存の恒久的係留・保管施設の活用	条例制定に向けた検討									
	既存施設に関する情報共有									
不法係留船舶のモニタリング	巡視調査、係留船等実態調査									

不法係留船対策の取り組み状況

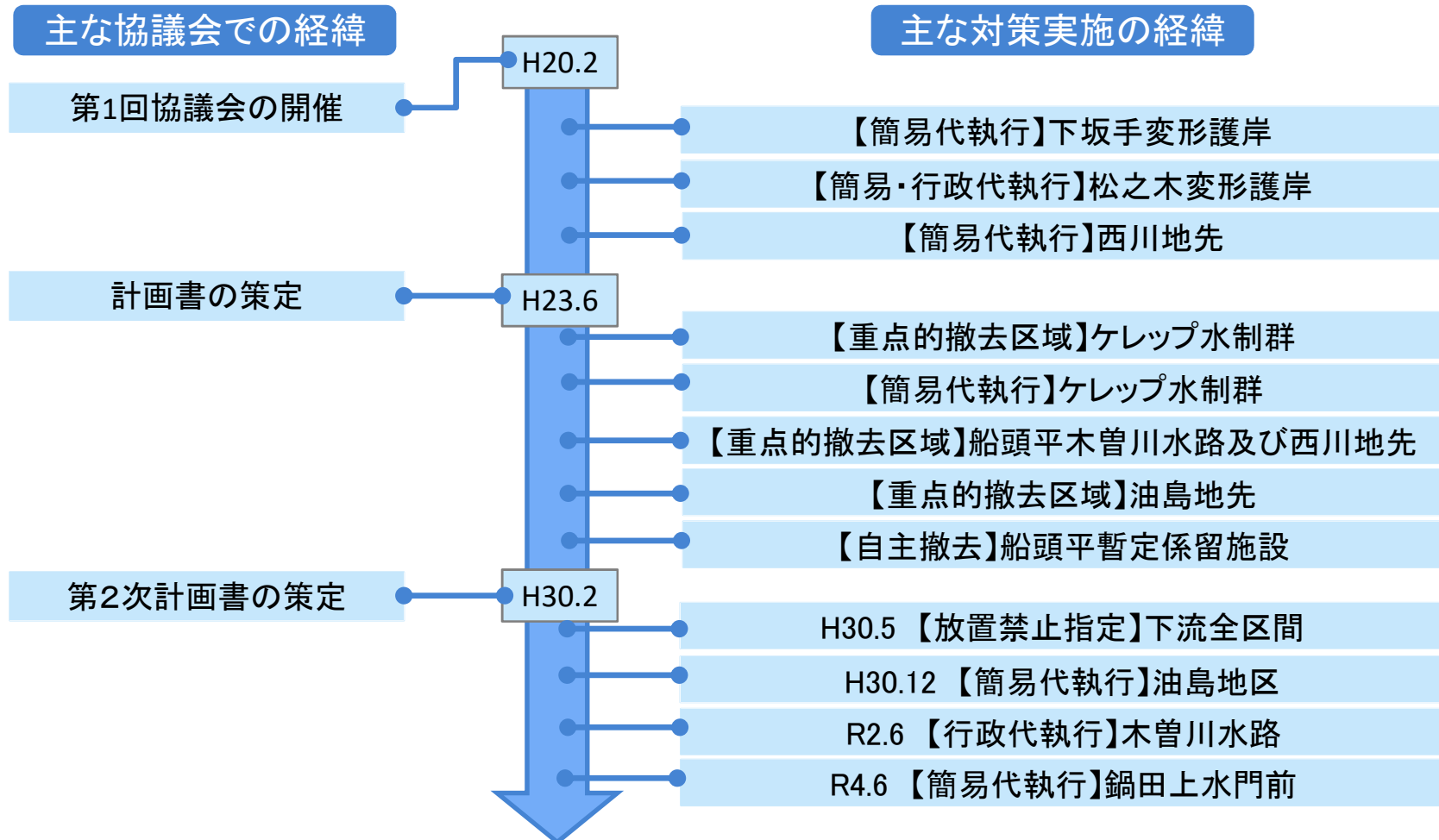
令和7年2月25日

目次

1. 不法係留船対策の経緯
2. 第2次計画の概要
3. 不法係留船舶の現状
4. 不法係留船対策の取り組み状況
5. 第2次計画の総括

1. 不法係留船対策の経緯

木曽三川下流部船舶対策協議会は、木曽三川下流域（木曽川下流河川事務所管内）の不法係留船等の計画的な対策の促進を図るため、平成20年2月15日に発足しました。



2. 第2次計画の概要

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

(2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方を検討する。



代執行の実施の様子(左: H22 下坂手変形護岸 右: H23 西川地先)



変形護岸と係留許可船舶の状況



変形護岸の締め切り(下坂手)

2. 第2次計画の概要

Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、水面利用のルールやマナーに関する意識啓発活動を行っていく。さらに、既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する。
- ◆ 新たな恒久的係留・保管施設の整備については、様々な整備主体別の事業スキームの基本的な検討を行う。
- ◆ 水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自宅等陸上での保管も視野に入れた条例の制定を検討する。

5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

- ◆ 河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成30年度中に行い、平成34年度までに放置艇ゼロを目指す。

Ⅳ. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定状況

- ①平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）
（揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近）
- ②平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路
（木曽川右岸10.4k 付近から12.6k 付近）
- ③平成23年6月22日公示 ケレップ水制群
（木曽川右岸14.0k から24.4k 付近）

2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

- ①平成30～34年度 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）
（揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近）
- ②平成30～34年度 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曽川水路
（木曽川右岸10.4k 付近から12.6k 付近）

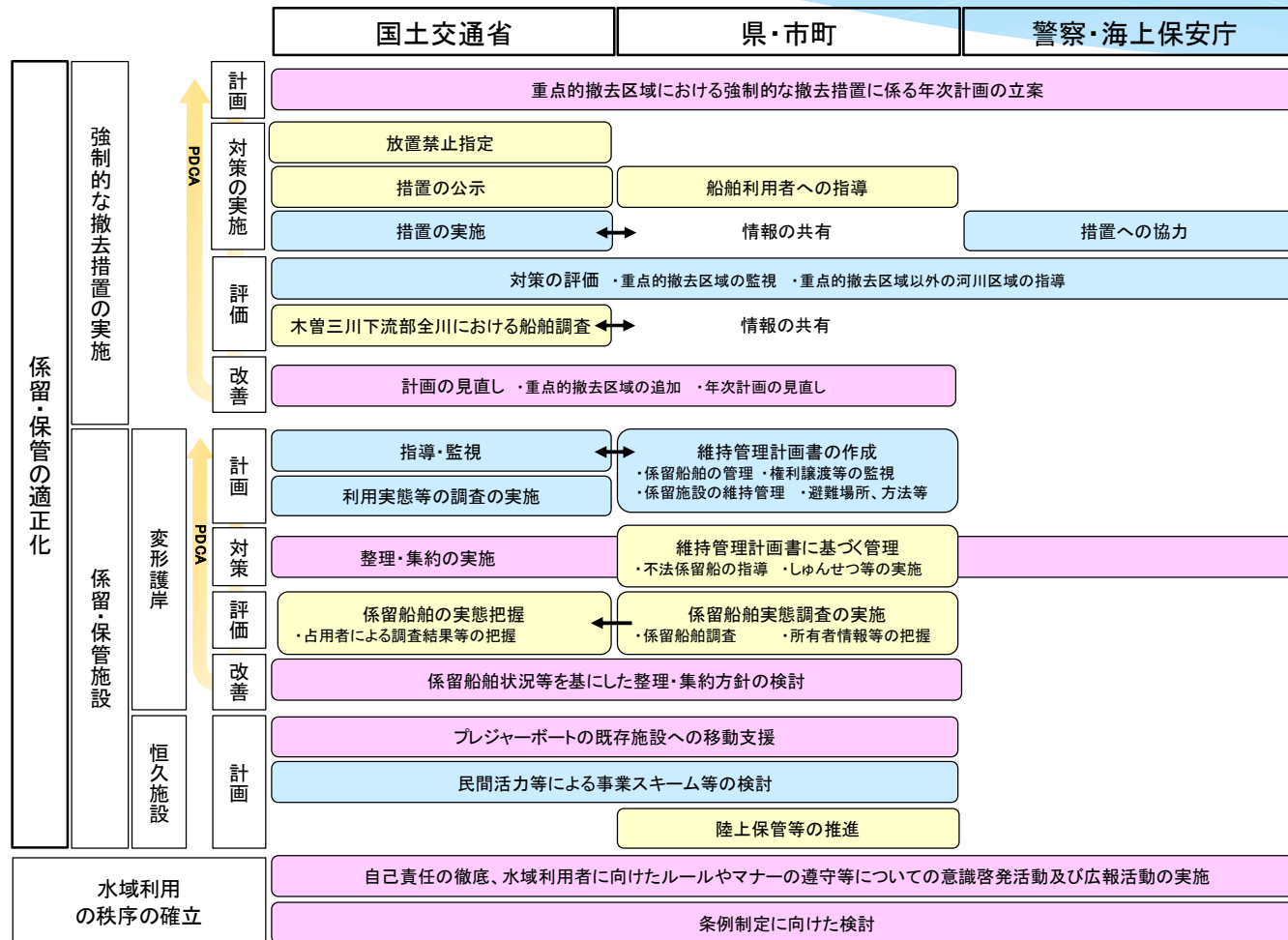


重点的撤去区域の
船舶係留状況

上 海津市海津町油
島地先

下 桑名市長島町西
川地先から船頭平
閘門木曽川水路

2. 第2次計画の概要



凡 例	
単独実施	: 各該当機関がそれぞれ実施する項目
分担実施	: 各該当機関が役割毎に実施する項目
共同実施	: 該当機関同士が連携して実施する項目

2. 第2次計画の概要

2022年8月1日見直し

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
計画	「計画的な不法係留船対策の促進について」 (平成 10 年 2 月 12 日 建設省河川局長通達)						第2次計画(延長～R6年度) 第3次計画の検討		第3次計画	
	第1次計画	第2次計画(H30年度～H34年度(R4年度))								
重点的撤去区域における不法係留船対策	ケレップ水制群	H29年度までに対策完了 継続的な監視								新規重点的撤去区域の設定
	油島地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導					移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置	
		簡易代執行								
	船頭平閘門 木曾川水路 及び西川地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導					移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置	
	行政代執行									
重点的撤去区域以外の対策	放置禁止指定準備・施行	是正指示(警告文書送付)					罰則適用の検討		継続的な廃船処理の推進	
	廃船処理	※予算に応じ随時実施								
変形護岸の適正な維持管理			暫定係留施設	自主撤去指導・説明会実施・移動完了			監視の継続 指導・整理集約		第3次計画の検討と併せて検討	
	実態調査、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)、ナンバープレート貼付									
既存の恒久的係留・保管施設の活用	情報発信	条例制定に向けた検討					利用可能施設の検討			
		恒久的施設の活用検討								
その他	広報(市町広報誌・リーフレット配布・ホームページ)						継続的な啓発活動			

3. 不法係留船舶の現状(第26回協議会(R6.2)以降)

①不法係留船舶数

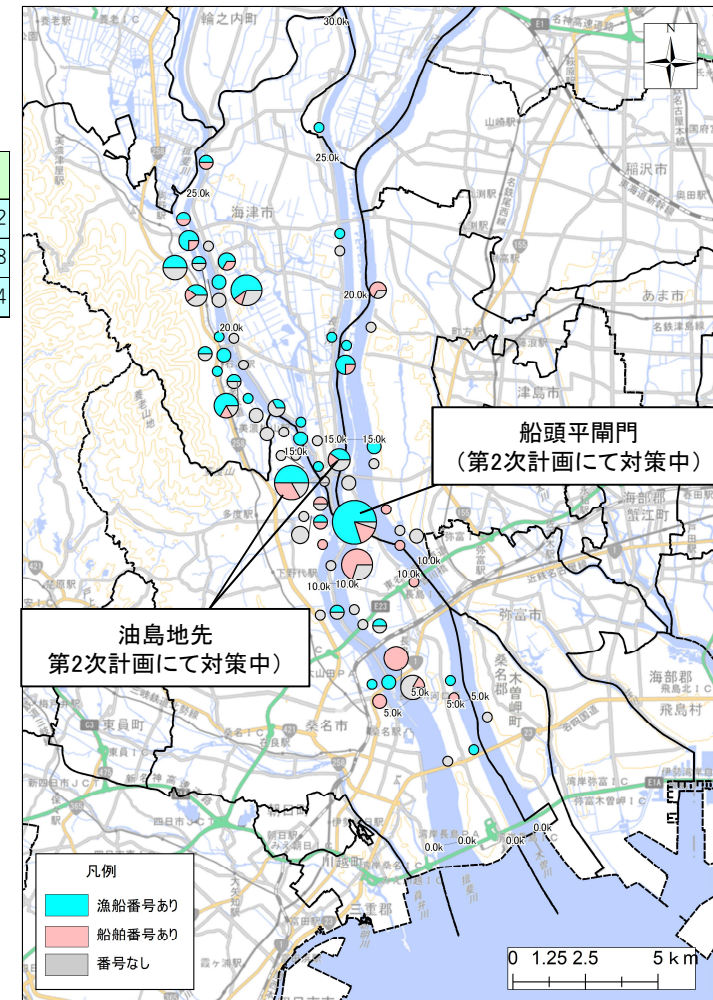
・令和6年12月時点の不法係留船舶数は182隻。

▼不法係留船舶の推移

	平成18年度	平成23年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 12月時点
無許可船舶	704	548	289	279	251	229	211	197	188	182
漁船等生業船	422	272	84	95	95	95	83	85	80	78
生業船以外	282	276	205	184	156	140	128	112	108	104

▼木曾三川下流部における不法係留船舶の現状(変形護岸外 令和6年12月時点)

区 間			船舶数				
			漁船番号あり	船舶番号あり	番号なし	合計	
木曽川	右岸	桑名市	0.0k～11.6k	2	2	0	
		愛西市	11.6k～19.0k	20	4	3	2
		海津市	19.0k～24.2k	0	0	0	
	左岸	桑名市	-2.0k～0.4k	0	0	0	
		木曽岬町	0.4k～8.0k	0	0	1	
		弥富市	8.0k～10.0k	0	0	0	
		愛西市	10.0k～22.8k	2	4	6	1
小 計			24	10	10	4	
長良川	右岸	桑名市	5.4k～12.4k	3	1	0	
		海津市	12.4k～30.2k (25.6k～27.6k除く)	2	0	1	
		羽島市	25.6k～27.6k	1	0	0	
	左岸	桑名市	2.8k～11.8k	1	14	12	2
		愛西市	11.8k～18.8k	0	0	0	
		海津市	18.8k～24.4k	0	0	0	
	小 計			7	15	13	3
揖斐川	右岸	桑名市	-0.6k～16.6k	1	3	6	1
		海津市	16.6～24.8k	29	6	17	5
	左岸	桑名市	-1.0k～12.6k	1	0	2	
		海津市	12.6k～26.6k	16	6	10	3
小 計			47	15	35	9	
多度川	右岸	桑名市	0.2k～2.0k	0	0	0	
	左岸	桑名市	0.2k～2.0k	0	1	5	
小 計			0	1	5		
合 計			78	41	63	1	



▲不法係留船舶の分布(変形護岸外 令和6年12月時点)

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-1. 重点的撤去区域における対策（海津市海津町油島地先）

1) 揖斐川での漁船係留候補地への移転状況

- ・河川管理者、海津市、漁協で立会い、選定した漁船係留候補地への移転について調整中。
- ・揖斐川17.0kp付近では、R4年1月に河川事業が完了し、R4年5月に海津市が河川占用許可を受け、現在7隻が利用。
- ・PB所有者への自主撤去の指導は引き続き実施していく。

2) スケジュール

年度		R6		R7		R8	
		4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
海津市	漁協調整・河川 占用手続き・移動			移動			
河川管 理者	漁協調 整・PB所 有者への 自主撤去 の指導、 行政代執 行・簡易 代執行						

→ 予定



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-2. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

1) 漁船の係留地の整備状況

- ・木曾川水路の浚渫及び堤防補強事業が進められており、掘削跡地を関係自治体が占用し、漁船の一時退避場所とする予定。
- ・一時退避場所の整備は、工事が当初見込みより困難なため完了時期がR8年度以降になる見込み。

2) スケジュール

年度		R6		R7		R8以降
		4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
桑名市 愛西市	漁協調整・ 河川占用 手続き・移 動					→
河川管 理者	漁協調整・ 堤防補強 事業等					→
	PB所有者 への自主 撤去の指 導					→

→ 予定



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-3. 管内全体における対策

①船舶の放置防止に向けた啓発活動

- ・不要となった船舶の適切な処理は所有者の責任であることを啓発するチラシを作成。裏面には処理する際の窓口の連絡先などを記載し、適正処理の推進に資する内容とした。
- ・管内市町、各県漁船登録窓口及び小型船舶検査機構に配布を依頼した他、不法係留者への文書指導の際に添付するなど、本情報の周知が必要な人に届くように措置した。

船を放置していませんか?

「世界に誇れる本郷三川へ」

公共の水辺は、みんなで共有する大切な財産です。

船の処分は所有者の責任です!

先月の台風で、船が破損し半分沈んでしまった...
 船を壊して、ボートも古くなったから、そろそろマリンレジャーも終わりにしようかな...
 船も古くなって、そろそろ処分しようかな...
 昨年なくなった船の父の遺品が、そのままだけど...

こんな時は...

適正な方法で船を処分しましょう! (船の廃棄方法 (裏面記載))

船を放置することは不法行為、速やかに撤去を!

船をそのまま放置すると、不法係留船になってしまいます。不法係留船は、河川内に放置されている船舶で、河川法違反となります。

船舶の放置行為は罰則が適用されます!

■河川法施行令第21条(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをあてずに放置することが罰則の対象となります。3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金と科せられることになりました。

■本郷川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、設置する管内の全ての河川で「船舶」を指定しています。

■船舶の放置等を禁止する区域は、本郷川、高良川、新堀川、多摩川、荒川、本郷川下流河川事務所が管理する区域。

船舶の移動をされない場合は、強制的な撤去措置を実施しています!

撤去費用は船の所有者に請求されます。

(表面)

船の廃棄方法 (適正な廃棄処理について)

船の廃棄方法は、大きく分けて、「FRP船リサイクルシステム」を利用するか、または産業廃棄物処理業者へ依頼するかの2つの方法があります。

FRP船リサイクルシステムの利用

右記のマークのある店舗にお問合せ・お申込み

FRP船リサイクルシステム

FRP船リサイクルシステムの申込先(登録販売店)

有明おとぎ	三重県桑名市立田町82の1番地	☎0594-22-4867
東濃切ヤマダ	三重県四日市市中納屋町1番11号	☎059-352-4864
南ダイオウ(河原店)	三重県津市河原町東千通854番地3	☎059-271-0999
有田グループ	三重県津市高津小島上野町1331番地2	☎059-234-4123
ニュージャパンマリン	三重県伊勢市有港町2259番地	☎0596-37-6000
南島野ヤンマー	三重県鳥羽市鳥羽三丁目31番30号	☎0599-26-2818
NTT東日本子会社南河津マリン	愛知県高浜市青木町一丁目1番地	☎0566-54-5300
衣浦マリン	愛知県南知多市瑞穂山三丁目21番地	☎0566-41-2558
穂谷造船	愛知県西尾市吉良町西森八ノ口13番地	☎0563-32-0754
ネオスポーツ(新ジェイビー)	愛知県瀬戸市幸田町深溝中池田19	☎0564-56-0022

産業廃棄物処理業者へ依頼 (個人排出不可)

各々の産業廃棄物処理業者にお問合せ・お申込み

産業廃棄物処理業者による船舶処理の申込先

- (一社)三重県産業廃棄物協会のHPからお近くの業者を検索できます。
<https://www.mie-sanpai.or.jp/index.html>
- (一社)愛知県産業資源循環協会のHPからお近くの業者を検索できます。
<https://www.aikanyou.com/menu3/p1.html>
- (一社)岐阜県産業環境保全協会のHPからお近くの業者を検索できます。
<https://www.gifu-hozen.jp/>
- 愛知県のHPから産業廃棄物処理業者を掲載しています。
<https://www.pref.aichi.jp/site/kankyo/sigen-ka-gyousya.html>

船舶の登録抹消

小型船舶の場合 日本小型船舶検査機構(JCI)で手続きを!

日本小型船舶検査機構 鳥羽支店 ☎0599-25-6151
 日本小型船舶検査機構 名古屋支店 ☎052-712-3151

漁船の場合 所属の漁協または県へご相談を!

三重県農林水産部 水産資源管理課 ☎059-224-2588
 愛知県農林水産部 水産課 ☎052-954-6460
 岐阜県 農水産部課 ☎058-272-8455

(裏面)

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-3. 管内全体における対策

②新規不法係留船舶の把握、所有者調査、指導

- ・河川巡視等により新規の不法係留船を速やかに発見するように努め、その後、船番からの所有者割り出し、所有者への口頭/文書指導を実施している。
- ・早期発見/早期対処は不法係留を長期化させない上で重要であり、不法係留船対策の基本的な事項として引き続き鋭意取り組んでいく。



巡視等で発見された不法係留船・放置船に対しては速やかに看板による警告を実施している



UAVにより陸上からの確認が困難な不法係留船の把握にも努めていく

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-4. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所

第2次計画において、占用者は計画的に是正指導を行い、令和4年度末までに移動完了する予定としていた。

R6合同パトロール
の状況



2) 現在の調整状況

桑名市として、不法係留船対策の2次計画で定めた「変形護岸の取り扱い」により、従前から係留を認められていた者の所有する生業船は引き続き係留を認める。

移動完了までのスケジュール

それ以外の船は、暫定係留施設から移動してもらう。

期限を過ぎても撤去されない船については、警告文書を送付し移動を要請した。また、警察との合同パトロールを実施した。

撤去に応じない船には、強制撤去を伴う対応を検討する。

年度		R6				R7			
桑名市	係留船舶調査	→				→			
	周知看板設置	→	→	→	→	→	→	→	→
桑名市・河川管理者	係留船舶所有者への周知文書発送			→		→	→	→	
	合同パトロール(警察)	→				→	→	→	
	係留箇所の集約化					集約化の方針検討・協議・調整			
	船舶の移動	→	→	→	→				→ 移動完了

→: 実施済み →: 予定

4. 不法係留船対策の取り組み状況

4-5. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

各市町が占有している変形護岸内の係留船舶については、次の条件のもと適正な維持管理を行うこととしている。

ナンバープレートの設置、実態調査の実施により利用実態を把握している。

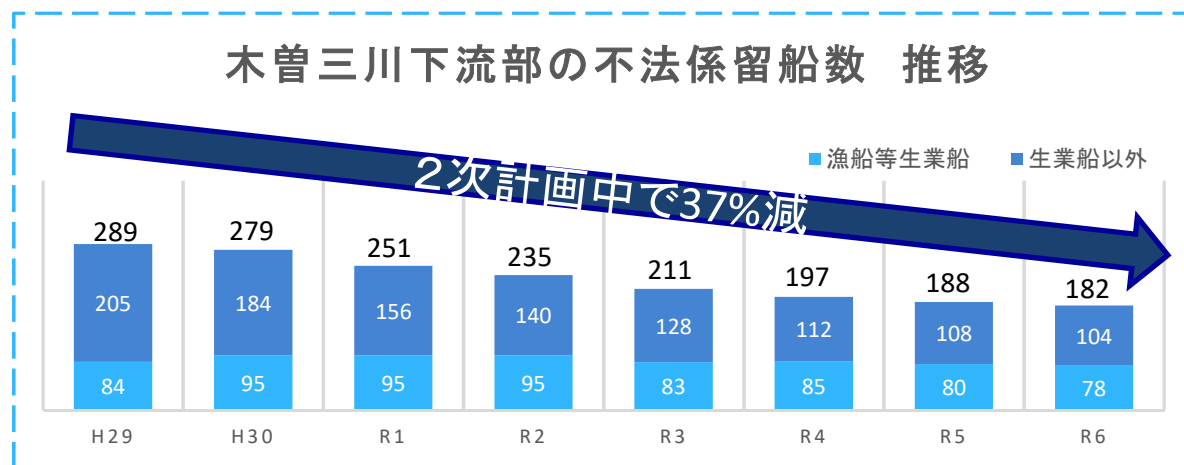
	係留船実態調査表(R6) 及び係留船舶撮影写真	許可係留船へのナン バープレートの貼付	係留施設の維持管理 計画書への記載 (避難方法、浚渫など)
桑名市	実態調査表提出済み 船舶写真一部整理中	ナンバープレート一部貼 付済み	記載内容調整中 (一部施設で記載済み)
海津市	実態調査表及び船舶写真提 出済み	ナンバープレート貼付済 み	記載内容調整中 (一部施設で記載済み)
愛西市	実態調査表及び船舶写真提 出済み	一部を除きナンバープ レート貼付済み	記載済み
木曽岬町	実態調査表及び船舶写真提 出済み	ナンバープレート貼付済 み	記載内容調整中

5. 第2次計画の総括

◎計画区域内における不法係留船数の減少状況

- 不法係留船数は計画期間で37%減少したが、なお多数の船が残存しており解消には至っていない

第2次計画策定時(H29年度末) **289隻** → R6年末 **182隻 (107隻(37%)減少)**



H29 第二次計画策定
H30 放置禁止指定
簡易代執行(油島)
R2 行政代執行(船頭平)

<主な対策事項1> 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- 油島 H30簡易代執行、自主撤去の指導等により計画期間内で**38隻減**
代替係留地の調整が遅れており、19隻の不法係留船が残る
- 船頭平 R2代執行、自主撤去の指導等により計画期間内で**13隻減**
代替係留地の整備が遅れており、20隻の不法係留船が残る
- 新たな区域の設定 無し

→3次計画内で既設区域での不法係留解消、新たな区域の設定を目指す



H30油島簡易代執行の様子

5. 第2次計画の総括

＜主な対策事項2＞変形護岸の適正な維持管理

●適正化に向けた取組に進展はみられたものの、完全且つ継続的な実施には至っていない

- ・ナンバープレートの設置
- ・船舶の係留を一時的に認めている変形護岸における生業船以外の完全移転
- ・出水時等における避難計画案及び維持管理計画書案の作成
- ・係留船の利用実態の把握、指導、監視

●変形護岸の整理集約については進展は見られなかった

●漁協解散時における許可船舶の取り扱い、船舶所有者の高齢化に伴う廃船増など、新たな課題が浮上した

→3次計画において一層関係者が連携し、より適正な管理を目指していく

＜主な対策事項3＞既存の恒久的係留・保管施設の活用

●条例の制定 協議会で要綱案を提示したが、具体的な検討は進んでいない

→必要な情報提供等を継続し、条例に関する検討推進に向けた環境を整えていく

＜主な対策事項4＞河川法施行令に基づく放置禁止指定

●河川法施行令に基づく放置禁止指定 H30.5.7に施行

●放置禁止指定を周知するリーフレットを作成し、不法係留を抑制

→3次計画では罰則の適用に向けた措置を含めた、積極的な運用を実施していく

第2次計画の評価

一定の隻数減少と対策事項の進捗が見られたものの、取組余地は未だ多く残されており、第3次計画に多くの課題が引き継がれている。第3次計画では第2次計画の実施状況を踏まえた上で、効率的・効果的に対処し、目標を達成していく必要がある。